

社会保障協定

厚生労働省は、自国と日本の両方で年金保険料を支払うことを防ぎ、両国で加入した保険期間を通算できるようにするため、外国と社会保障協定を結ぶ国が増えています。ご自身の国の年金制度を確認し、正しい手続きを行うことをお勧めします。



協定の目的

- 二重保険料負担（二重加入の防止）を防ぐため、加入する制度の二国間調整
- 年金受給資格を確保するため、両国の年金制度への加入期間を通算することで、年金受給に必要な加入期間の要件を満たしやすくすることが可能（年金加入期間の通算）。

協定相手国

2024年6月1日現在、社会保障協定の状況は以下の通り。日本は23カ国と協定締結。

なお、二重保障の解消や保障期間の通算は、日本とこれらの国との間でのみ可能。

注：イギリス、韓国、イタリア、中国との協定は「二重適用排除」のみを含む。

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/index.html>

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/index.html>